

丹生ダム建設事業の廃止について

1 廃止の手続き

丹生ダム検証で、昨年 7 月に国土交通省から「中止」の対応方針が出されたため、独立行政法人水資源機構（以下「機構」）が、事業実施計画の廃止の手続きを行う。

独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」）第 13 条第 6 項の規定に基づき、本県に対し事業実施計画の廃止に関する協議があったことから、協議に応じるものである。

2 事業実施計画の廃止の概要

(1) 費用の概算額

	旧	新
総事業費	約 1,100 億円	約 617 億円 (事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約 40 億円を含む。)

○執行済額（昭和 55 年度～平成 28 年度） 577 億円

○執行予定額（平成 29 年度～平成 38 年度） 40 億円（追加的に必要となる費用）

総事業費 約 617 億円（実施主体：水資源機構）

執行済事業費：577 億円

**追加費用
40 億円**

平成28年9月11日

・近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構、ダム対策委員会の5者で、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備事業に係る基本協定」を締結

平成28年10月27日

・地域整備協議会を設置

地域整備事業

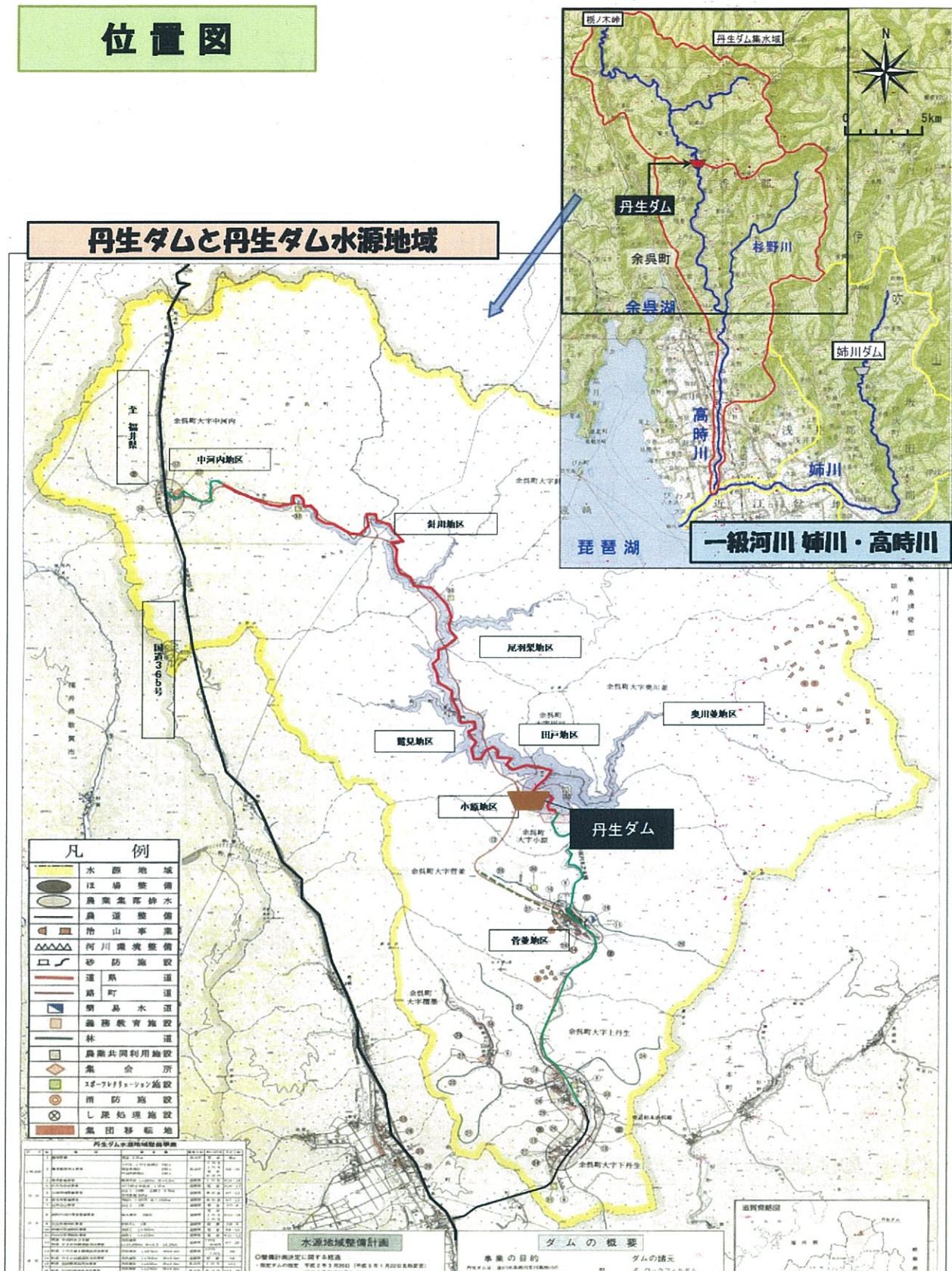
検討主体

地域整備協議会

(2) その他事業の廃止に関する重要事項

- ① 事業の実施により機構が取得し、所有している土地は、適正な処分を行う。
 - ② 事業の廃止までに要する費用の額については、追加的に必要となる工事が完了する平成 39 年 3 月 31 日をもって精算し確定する予定
- 追加的に必要となる工事の期間：平成 29 年度から平成 38 年度まで（10 年間）

位置図



議第37号

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議に応じることにつき議決を求める
ことについて

上記の議案を提出する。

平成29年2月16日

滋賀県知事 三日月 大造

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議に応じることにつき議決を求
めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第6項の規定に基づき、独立行政
法人水資源機構理事長から丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議があつた
ので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第8号）
第7条第4号の規定に基づき、議決を求める。

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止についてはやむを得ないものと考える。ただし、
事業廃止に伴い追加的に必要となる工事については、地域の課題解決にも大きく寄与するもので
あるため、着実な実施に努められたい。

また、独立行政法人水資源機構により既に買収された事業用地について、良好な管理のための
方策を検討されたい。

なお、平成28年9月11日に締結した「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定
書」に基づく地域整備についても、本県もしっかりと取り組むので、最大限の実施および支援を行
うこととされたい。

